

庁舎整備検討報告書

平成25年7月

おいらせ町庁舎整備検討委員会

目 次

はじめに	1
第1 庁舎整備検討に至る背景	
1 現庁舎の概要	2
2 現庁舎の現状及び課題	3～5
3 統合庁舎の必要性	5～6
4 各種委員会での議論の経緯	6
5 町総合計画の位置付け（基本計画抜粋）	6
第2 庁舎整備計画の検討	
1 新庁舎像（基本理念）	7
2 整備方針（コンセプト）	8
第3 庁舎整備の基本となる方向性	
1 庁舎の規模の検討	9
2 財源の検討	10～11
3 建設場所等の検討	
(1) 庁舎建設のパターン	12
(2) 建設場所の要件（適地選定の視点）	13
(3) 候補地（エリア）	14
第4 今後の検討課題（付帯意見として）	15
おいらせ町庁舎整備検討委員会設置要綱	16～17
おいらせ町庁舎整備検討委員会委員名簿	18
検討経過	19

はじめに

平成18年3月1日においらせ町が誕生して7年と4カ月が経過しました。

本町の庁舎については、合併に際し、今ある庁舎を有効活用し、住民サービスが低下しないように十分配慮した上で、旧下田町役場を本庁舎、旧百石町役場を分庁舎とし、総合的な行政窓口をそれぞれ設置するという前提で、分庁方式を採用し現在に至っています。

しかしながら、現在の庁舎は分散による弊害が見られ、また、施設の老朽化等の問題が顕在化している状況にあります。特に分庁舎においては耐震診断の結果、耐震性能が著しく低く、大地震の際に倒壊する恐れがあると判定されたため、来庁者及び職員の安全性を確保すべく、今年度に最低限必要な耐震補強改修工事を行うこととなりました。

そのような状況の中で、将来の庁舎整備に関して必要な事項を検討するため、識見を有する者1名、町民から公募した者5名、関係団体より推薦された者6名の委員12名により、平成24年11月29日に本委員会は設置されました。

本委員会では協議にあたって、各委員が様々な角度から意見を出し合い、その中で出てきた検討課題について、事務局より資料の提出を求め、論点の整理を図りながら、5回に亘って協議を重ねてまいりました。

この報告書は、庁舎整備の方向性を示すものとして、また、新庁舎に対する委員の思いとして、今後、町が更なる検討を進める際に尊重していただきたい事項をまとめたものです。委員会の意見を十分に汲み取っていただき、庁舎整備の検討に反映させていただきますよう委員一同願っています。

平成25年7月

おいらせ町庁舎整備検討委員会
委員長 木村 雅行

第1 庁舎整備検討に至る背景

1 現庁舎の概要

1	本庁舎	所在	上北郡おいらせ町中下田135-2
		竣工年月日	昭和58年10月30日
		構造種別	鉄筋コンクリート造
		階数	地上5階
		延床面積(台帳)	3,512.56m ²
		経過年数	29年
		備考	5階はその他
		配置課/職員数	税務課、会計課、町民課、地域整備課、総務課、行政管財課、まちづくり防災課、企画財政課、議会事務局 8課1局／86人
2	分庁舎	所在	上北郡おいらせ町上明堂60-6
		竣工年月日	昭和50年2月25日
		構造種別	鉄筋コンクリート造 他
		階数	地上5階
		延床面積(台帳)	2,754.69m ²
		経過年数	38年
		備考	昭和59年3月25日 1階増築(50m ²) 平成21年耐震診断実施(Is値0.28;要補強) 平成25年耐震補強改修工事施工
		配置課/職員数	分庁サービス課、環境保健課、介護福祉課、学務課 (指導室含む)、社会教育・体育課、農林水産課、農業委員会、商工観光課 7課1委員会／79人

※「経過年数」は平成25年6月1日現在



本庁舎写真



分庁舎写真

2 現庁舎の現状及び課題

おいらせ町では、合併前の旧町役場を庁舎とし、行政部門を複数の庁舎に分散させる分庁方式をとっている。

現在の庁舎は、本庁舎と分庁舎に分かれており、分散による弊害が見られ、また、施設の老朽化等の問題が顕在化している。課題を整理すると以下のとおりである。

(1) 分庁方式による弊害

① 行政機構の分散化

各行政部門が複数の庁舎に分散しているため、利用者の用件が各課にまたがるような場合、庁舎間を移動しなければならず、町民に負担を強いている。

② 行政運営上の課題

多様化する住民ニーズに対して迅速な対応が求められる中で、行政組織が課単位で各庁舎に分散しているため、各課間の連携、協議が不足がちとなり連絡調整がスムーズにできなかつたり、さらに持ち回りでの決裁や文書・郵便物で各庁舎間の移動が必要となってくるなど、業務効率の低下を招いている。

③ おいらせ町の一体感の阻害

現庁舎は、旧町庁舎を使用しているため分散しており、旧町の垣根を越えた町民や町職員の一体感の醸成を阻害する一因ともなっている。

(2) 現庁舎の老朽化

① 建物の老朽化

既に竣工後本庁舎で29年、分庁舎で38年が経過しているため建物と各種設備の老朽化が随所に見られる。

また、分庁舎については現行の耐震基準以前に建設されており、耐震診断の結果、耐震性能が著しく低く大地震の際に倒壊する恐れがあると判定されたため、議会の分庁舎耐震調査特別委員会の意見を踏まえ、来庁者および職員の安全性を確保すべく、今年度、国で示した最低限のレベルでの補強工事をを行うこととなった。

② 施設整備の状況

分庁舎には、多目的トイレや手すりが整備されておらず、高齢者や障がい

者に配慮した十分な施設整備がなされていない状況にある。

また、両庁舎ともに暖房設備の老朽化が進んでいる状況にある。

現庁舎における課題の整理（分庁方式によるデメリット）

○ 住民サービス上の課題

- ・ 用事がある場合、どの庁舎に行けばよいか分かりにくい。
- ・ 用事が複数ある場合、庁舎を移動しなければならない。
(内容によっては1つの庁舎で用事が済まない。)
- ・ 多様化する住民サービスに対して時間（調整）がかかり、町民に不信感を与える。

○ 行政運営上の課題

- ・ 各課間の連絡調整がスムーズに行えない。
- ・ 事務決裁等に時間がかかる。
- ・ 庁舎間の移動に伴い人件費と公用車の燃料費が生じる。
- ・ 旧町庁舎を活用しているため、用途によっては使いづらく、ムダなスペース（分庁舎旧議場等）もある。
- ・ 組織の分散化により職員の連帯感の向上を妨げている。
- ・ 分散化により窓口事務を中心として重複している事務がある。

○ 利便性

- ・ バリアフリー化（手すり、多目的トイレ等）が不十分である。
- ・ 電算化に対応できない。（OA フロア化等）
- ・ 町民に開放されたスペース（コミュニティホール等）がない。
- ・ 分庁舎の方は駐車場が少ない。

○ 建物の老朽化

- ・ 既に竣工後本庁舎で29年、分庁舎で38年が経過し、老朽化が著しい。
- ・ 耐震性が不足している施設の補強等が必要である。
- ・ 災害時の本部機能に不安がある。
- ・ 各種設備（暖房設備、給排水設備等）の老朽化が目立つ。

○ 現庁舎の維持管理費

- ・ 経常的にかかる維持管理費の節減（合理化）が進まない。
- ・ 設備等の修繕箇所が年々増えている。

○ シンボル性の欠如と一体感の阻害

- ・ 町のイメージアップとしてランドマーク性要素がない。
- ・ 旧町の垣根を越えた町民や職員の一体感の阻害となっている。

3 統合庁舎の必要性

現庁舎が抱える課題への対応という観点から庁舎機能統合の必要性を整理すると、次のようなことが言える。

(1) 町民にとっての必要性

① 利便性の向上

分庁方式を採用している現在、場合によっては複数の庁舎を行き来しなければならず、町民に不便を強いることもある。庁舎機能統合により、このことは解消されることとなる。

また、人々の交流機会を促進する拠点として、庁舎を利用する人々の利便性の向上を図る必要がある。庁舎を利用する機会が増えると、情報と人の交流が促進され、住民活動の活性化が期待される。

② まちづくりのシンボル

新庁舎は、町のイメージを内外にアピールすると同時に、まちづくりを誘導する大きな動機付けとなる。合併に伴い県内最大の町となったことを町民が実感できるシンボルとして、また、町のイメージアップを図るランドマークとして統合庁舎は有効である。

(2) 行政にとっての必要性

① 行政組織の一元化

地域づくりへの住民参加が広範囲で展開されてくることに伴い、その住民ニーズへの対応を迅速かつ有効なものとするためには、統合庁舎のもとで、行政組織が一元化されることが望ましい。

② 行財政運営の効率化

本町の財政状況は依然として厳しく、行財政運営の一層の見直しが求められている。簡素で効率的な行財政運営を実現するためには、より能率的な体制や環境を整えた統合庁舎が必要である。庁舎整備の財源として合併特例債を活用する場合、法改正により合併後10年以内から、当町は被災地につき合併後20年以内（平成37年度まで）に延長された。

③ 庁舎管理および組織の合理化、効率化

新庁舎の建設には膨大な経費を要するが、建物の寿命を考えた場合、その生涯に使用される水、エネルギー、修繕費および改築費の総費用は建設費を上回ると想定され、庁舎の統合化は、これらの経費の合理化、効率化を推進できる効果的な手段である。

このようなことから、庁舎の統合化は職員数の削減や庁舎管理の合理化、効率化が可能になるなど行財政運営のスリム化と効率化を推進できるものである。

4 各種委員会での議論の経緯

○ 庁舎機能等のあり方に関する庁内検討委員会

分庁舎の耐震診断結果で要補強と判定されたことを契機に、庁舎機能等のあり方についての諸問題を審議検討するために設置され、特に分庁舎問題への対応策を検討してきた。その結果「将来は統合庁舎だが町民の合意形成が必要。」との意見が出された。

○ おいらせ町議会分庁舎耐震調査特別委員会

分庁舎の耐震問題の早期解決のため設置され、審議した結果を集約し意見書として町長へ提出。その中で「庁舎のあり方については、町民の一体感を醸成するため建設場所（位置）の検討も含め、今後10年程度を目途とし合併特例債を活用できる期間内に、統合方式に向け検討すること。」との意見が出された。

5 町総合計画の位置付け（基本計画抜粋）

施策4.5 効率的な行政サービスの提供

現状と課題

- ・ 本町の庁舎は本庁舎と分庁舎に分かれているため、一つの庁舎で業務が完了しない場合があります。

主な取り組み事業

- ・ 行政サービスの向上と地域振興の観点などから、庁舎のあり方について調査検討を進めます。

第2 庁舎整備計画の検討

1 新庁舎像（基本理念）

新庁舎建設にあたっての新庁舎像（基本理念）としては、次の4つの項目で意見集約された。

①合併後の新たなまちづくりの中核となる庁舎

- ・合併後の町民の融和、一体感の醸成
- ・新たなまちづくりの推進

②町民の安全・安心の拠点となる庁舎

- ・防災、災害対策の拠点として
- ・防犯、交通安全対策の拠点として
- ・町民の財産と生命を守る拠点として

③人と環境にやさしい庁舎

- ・バリアフリー等、来庁者が利用しやすい庁舎
- ・地球環境に配慮した経済的で効率的な庁舎
- ・エコを意識した庁舎

④町民と職員がつくるアットホームな庁舎

- ・くつろいだ雰囲気で対話ができる庁舎
- ・小規模自治体ゆえに人の顔が見える、親切丁寧な応対ができる
庁舎。笑顔があふれ、あいさつがこだまする庁舎。

2 整備方針（コンセプト）

庁舎の整備は、現庁舎が抱える課題を十分に踏まえたうえで、新庁舎像（基本理念）の実現に向け、次の10の整備方針（コンセプト）として整理された。

- ①利便性に配慮した庁舎
- ②誰もが利用しやすい庁舎
- ③効率的で働きやすい庁舎
- ④開かれた議会機能を有する庁舎
- ⑤情報化に対応した庁舎
- ⑥町のシンボルとなる庁舎
- ⑦ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応の庁舎
- ⑧経済性・耐久性を考慮した庁舎
- ⑨ライフサイクルコストを考慮した庁舎
- ⑩防災の拠点となる庁舎

※ユニバーサルデザイン：高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

※バリアフリー：障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

※ライフサイクルコスト：製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

第3 庁舎整備の基本となる方向性

1 庁舎の規模の検討

効率的な行政運営を行うため、職員数を始め分散化している庁舎・組織の統廃合などを考慮しながら、新庁舎に必要な規模を算定する必要がある。

また、建物以外の駐車場や外構・緑地等については、来庁舎の利便性や敷地の有効活用の面から、できるだけ広い敷地を確保する必要がある。

参考

基準による比較検討

※資料：平成24年7月庁舎機能事前調査等業務報告書より

庁舎規模の比較

手法	必要延床面積(m ²)	職員数(人)	職員一人当たりの面積 m ² /人
総務省「起債事業費算定基準」	4,997	177	28.23
国土交通省新宮一般庁舎面積算定基準	5,193	177	29.33

現況庁舎の比較(参考)	延床面積	職員数(人)	職員一人当たりの面積 m ² /人
本庁舎	3,512	80	43.9
分庁舎	2,755	82	33.59

【新庁舎敷地規模の算定】

項目	算定基準	面積(m ²)	備考
新庁舎建築面積	3階程度の建物	2,498	4997m ² /2階=2498.5m ²
公用車駐車場建築面積	台数×25m ²	1,450	58台
一般・職員駐車場	台数×25m ²	7,500	300台(職員・議員200台、来庁者100台)
外構・緑地等	敷地全体の8%程度	915	
合計		12,363	

- ・ 庁舎の延床面積は、標準的には 5,000 m²位が必要と試算される。
- ・ 駐車場や外構・緑地等も含めた全体の敷地面積は標準的には 12,400 m²位が必要と試算される。

2 財源の検討

(1) 財源について

庁舎の建設事業に対しては、国、県の補助金の制度はない。したがって、その財源については、通常は一般単独事業債（充当率 70%、交付税措置なし）と一般財源（又は基金）をもって充てることになる。

(2) 合併特例債について

合併市町村のまちづくり計画については、ハード・ソフト事業とも、重要な事業は「建設計画」に位置づけされている。そのうち合併に伴い特に必要と認められるものについては、合併年度及びそれに続く 20 年度(平成 23 年法改正により 10 年延長)に限り、合併特例債を充てることができる。

①合併した市町村が市町村建設計画に基づく事業を実施する際に、特例として認められている地方債（借入金）である

☞ 合併に伴い必要となる経費を国が支援することにより、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業をスムーズに行えるようにするという趣旨で設けられた地方債である。

②対象事業費の 95% の金額を上限として借入できる

③返済金（元利償還金）の 70% が地方交付税により措置される

☞ 庁舎建設に係る財源について通常は国からの財政支援は一切なく、すべて町の負担となる。

④借入できる期間は合併後 20 年間まで

☞ 当町の場合は平成 37 年度まで、ただし平成 27 年度までとなっている町の建設計画の期間見直し（延伸）が必要。※平成 26 年度に見直し予定。

⑤借入できる総額が決まっている

☞ 当町が建設事業のため借入できる金額は総額で 75 億 5,350 万円と算定されており、そのうち 35 億円程度借入することが現時点で見込まれている（平成 18 年度から平成 24 年度までの実績見込みは 24 億円程度）。借入可能額は残り 40 億円程度。

(3) 新庁舎建設に係る財源内訳と将来負担（シミュレーション）

①財源内訳について

(単位：千円)

項目	A 本庁舎改修計画	B 新統合庁舎計画
	現本庁舎改修+増改築 (公民館機能含む)	新たな場所に統合庁 舎建設
① 建 設 費 (概算工事費)	1, 168, 500	2, 285, 550
② 合併特例債 (①×0.95)	1, 110, 000	2, 171, 200
③ 一 般 財 源 (①-②)	58, 500	114, 350

※消費税率は現行の5%で積算。

※計画案はあくまでも参考として設定したものである。

☞ 上記③（一般財源）が、建設時における町の実質負担となる。

②将来負担について

(単位：千円)

項目	A 本庁舎改修計画	B 新統合庁舎計画
④ 償還元金 (②)	1, 110, 000	2, 171, 200
⑤ 償還利子総額 (※)	294, 241	568, 289
⑥ 償還金合計 (④+⑤)	1, 404, 241	2, 739, 489
⑦ 交付税措置額 (⑥×0.7)	982, 969	1, 917, 642
⑧ 一 般 財 源 (⑥-⑦)	421, 272	821, 847
一年当たり一般財源 ((⑧÷25年))	16, 851	32, 874

※ 償還利子については、一律25年償還（1年据置）、年利2.0%として試算

☞ 上記⑧（一般財源）が将来の借入金の返済に係る町の実質負担となる。

③全体事業費（建設費+借入金償還利子）、町の一般財源総額（建設時+借入金償還時）

(単位：千円)

項目	A 本庁舎改修計画	B 新統合庁舎計画
全体事業費 (①+⑤)	1, 462, 741	2, 853, 839
一般財源総額 (③+⑧)	479, 772	936, 197

3 建設場所等の検討

(1) 庁舎建設のパターン

庁舎建設のパターンとして大きく次の2つの案（財源の検討のところでシミュレーションしている）が考えられるが、概ねB案の新たな場所に統合庁舎を建設した方がよいとの意見であった。

(A案) 現本庁舎改修+増改築（公民館機能含む）

- <メリット>
- ・新たに用地を取得しなくて済むのでコストが抑えられる。
 - ・併せて公民館機能を含めた増改築となるので、既存の老朽化した中央公民館の建て替えが不要となる。
- <デメリット>
- ・既存の庁舎を改修しても、耐用年数からいくといずれ建て替えが必要となり、さらにコストがかかることになる。その際には有利な財源（合併特例債）も無く、町単独で工事費を捻出する必要がある。
 - ・設備を改修してもランニングコストの低減はそれほど期待できない。
 - ・合併後の新たな庁舎の建設位置としてふさわしくない。青い森鉄道で分断されていて、道路事情・アクセスが悪い。
 - ・将来の発展性が見込めない。
 - ・新庁舎像・整備方針を満たさない。

(B案) 新たな場所に統合庁舎建設

- <メリット>
- ・立地条件のよい場所に建設することにより、新たな経済波及効果を期待できる。民間投資を呼び寄せる。
 - ・合併後のシンボルとなる庁舎として。
 - ・新たなまちづくりの可能性。将来の発展性。
 - ・新庁舎像・整備方針を満たす庁舎ができる。
 - ・新たな施設の方がランニングコストは低減できる。
 - ・広く土地を取得することにより駐車場も広く取れ、他の公共施設（病院等）も集中させることができる。
 - ・合併特例債が使えるうちに新たな場所に。
- <デメリット>
- ・コストが高くなる。（町有地でもインフラ整備必要）
 - ・住民感情（本庁舎及び分庁舎周辺住民の反対が予想される。）
 - ・町民の納得がいく場所の選定が難しい。

(2) 建設場所の要件（適地選定の視点）

建設場所の要件として、大きく次の4つの視点が挙げられた。

①利便性

- ・交通環境（鉄道、バス）、交通事情（主要幹線道路）の状況
- ・庁舎までのアクセスの良さ
- ・公共公益施設の分布状況

②地域活性化

- ・ある程度人口密集地区、過疎なところではなく中央に近い部分で将来の発展性が見込める地域
- ・敷地周辺の状況
　商業地域隣接による相乗効果

③経済性（コスト）

- ・用地費（新規に用地取得の場合）

④防災拠点性

- ・敷地条件（大きさ、形状、高低差等）
　津波の浸水区域外（沿岸部、河川付近は避ける）

＜その他の視点＞

- 住民感情
- 旧両町の歴史
- 景観
- 敷地の法的条件

(3) 候補地（エリア）

いろいろと検討した中で、中心商店街の活性化の観点から百石本町地区商店街のエリアも挙げられたが、県で示した津波の浸水区域であり、防災の拠点となる庁舎の位置としてはどうかということで、建設場所については次の4つの候補地に絞られた。

①イオンモール下田周辺（国道45号、間木・百石1号線沿い）

- ・経済波及効果が期待できる。
- ・利便性、商業施設への立ち寄りとお互いの相乗効果、民間投資を呼び寄せる。
- ・公園にも近くショッピングセンターにも近く、住宅街が開けていく可能性がある。

②下田公園の一角

- ・町有地（下田公園のイベントホール付近）を活用することにより、新たな用地取得費が不要となりコストが削減できる。
- ・公園と一体となった環境は景観上非常によい。
- ・周辺に防災備蓄倉庫もできた。

③中央（向山：アグリの里周辺）

- ・将来のまちづくりの中核となる庁舎となれば全ての中央がよい。
- ・向山駅も活用できるし、合併後のシンボルとなる庁舎としてほしい。

④現庁舎敷地（本庁舎）

- ・新たな用地取得費が不要となりコスト削減できる。
- ・ただし、アクセスが悪いので国道への道路整備が必要。

上記①～④の候補地の中で、特にイオンモール下田周辺（国道45号、間木・百石1号線沿い）が良いとの意見が多かった。

第4 今後の検討課題（付帯意見として）

庁舎建設に関連して、次の事項を検討する必要があると考えるので、付帯意見として、今後、十分に審議していただき、合併後の将来のまちづくりのあるべき姿をきちんとした形で計画した上で、新たな庁舎建設に着手した方が良いものと考えます。

検討課題

○公共施設の再編成

既存施設の統廃合や再配置も含めて、新たな庁舎建設場所に病院等の公共施設も集中させていくのか検討していただきたい。

○庁舎跡地の利活用

仮に新たな場所に新庁舎が建設され、現庁舎（本庁舎・分庁舎）を使用しない場合の、現庁舎立地周辺地域へのマイナス面や影響度合いをシミュレーションして、跡地としての利活用（民間貸付、避難所・コミュニティ一機能等）や活性化対策等を検討していただきたい。

○将来のまちづくり構想

庁舎建設に併せて、将来のまちづくり構想を定める必要があると考えるので、町の総合計画等にも反映させていただきたい。

○おいらせ町庁舎整備検討委員会設置要綱

平成24年8月24日

訓令第19号

(設置)

第1条 将来の庁舎整備に関して必要な事項を検討するため、おいらせ町庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に報告する。

- (1) 庁舎整備に係る基本方針に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町民から公募した者
- (3) 関係団体より推薦された者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事務が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、おいらせ町行政管財課、総務課及び企画財政課において行う。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

おいらせ町庁舎整備検討委員会委員名簿

任期: 平成24年11月29日～1年以内

	要綱上の区分	氏 名	備 考
1	識見を有する者	イシ カワ ヒロ ユキ 石川 宏之	八戸工業大学 工学部土木建築工学科 准教授 学位:工学博士 専門分野:都市計画、建築計画
2	町民から公募した者	クボタ リョウ イチ 久保田 良一	無職(元役場職員) 『職務代理者』
3		ササキ ヒデ ハリ 佐々木 秀智	NPO法人循環型社会創造ネットワーク (CROSS)職員
4		ナガ イ ノリ アキ 永井 紀昭	建築設計士(米軍三沢基地勤務) 1級建築士、住環境コーディネーター2級
5		フク ハラ ジン イチ 福原 仁一	無職
6		ヤマ ウチ マサ オ 山内 正夫	無職(元日本IBM職員)
7		イチ ムラ ケンジロウ 市村 堅二郎	おいらせ町連合町内会 副会長
8	関係団体より 推薦された者	キ ムラ アキラ 木村 晃	※平成25年3月31日まで 十和田おいらせ農業協同組合 ももいし支店長
9		ケマ ノ カツ ハリ 熊野 勝則	※平成25年4月1日から 十和田おいらせ農業協同組合 ももいし支店長
10		キ ムラ マサ ユキ 木村 雅行	おいらせ町商工会 会長 『委員長』
11		ク ドウ カズ オ 工藤 一雄	おいらせ町連合町内会 副会長
12		タネ イチ キヨウ コ 種市 恭子	おいらせ町連合婦人会 会長
		マツ ダ ミホコ 松田 美穂子	おいらせ町連合PTA 評議員 木ノ下小学校父母と教師の会 会長
事務局	タナカ トミエ 田中 富栄	行政管財課 課長	
	マツヤマ タカシ 松山 公士	行政管財課 課長補佐(担当)	
	マツバヤシ ヨシノリ 松林 由範	総務課 課長	
	ナリタ ミツヒサ 成田 光寿	総務課 課長補佐	
	コムカイヒトキ 小向 仁生	企画財政課 課長(まちづくり・総合計画)	

※平成25年4月1日機構改革に伴い事務局体制一部変更

検討経過

検討委員会の主な内容

第1回検討委員会（平成24年11月29日：本庁舎2階庁議室）

委嘱状の交付、組織会（委員長及び職務代理者の選出）

- (1) 今後の検討事項及びスケジュールについて
- (2) 委員会の公開、非公開について
- (3) 庁舎整備の方向性について（意見交換）

第2回検討委員会（平成25年1月17日：本庁舎2階庁議室）

- (1) 新庁舎像（基本理念）について
- (2) 整備方針（基本的な考え方、庁舎に求められる機能）について

第3回検討委員会（平成25年3月21日：本庁舎2階庁議室）

- (1) 新庁舎像（基本理念）及び整備方針（基本的な考え方、庁舎に求められる機能）について
- (2) 庁舎の規模について
- (3) 財源（合併特例債）について

第4回検討委員会（平成25年5月15日：本庁舎2階庁議室）

- (1) 前回までの整理
- (2) 建設場所の要件

第5回検討委員会（平成25年7月2日：本庁舎2階庁議室）

- (1) 庁舎整備検討報告書（案）について